

第14回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和3年8月25日(水)
- 2 開閉時間 午後5時00分開会 午後6時00分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斉藤哲子 6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博
9番 松田直人 10番 相澤峰基 11番 北村浩光 12番 西永和美
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 2番 小野寺昭一、3番 坂上 修
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第4号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

議長

これから、第14回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、2番委員、3番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が2番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」でございます。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第52条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は7頁、8頁をご覧ください。

番号が3番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。

転用の目的は、住宅の建設です。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については、説明資料の1頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 頁から 14 頁までをご覧ください。

番号が 25 番から 53 番までの 29 件の申請がございました。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 17 頁から 24 頁までをご覧ください。

先ほどの報告第 3 号で意見した 29 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 27 頁から 30 頁までをご覧ください。

番号が 40 番から 49 番までの 10 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、案件の全てが、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は33頁から36頁までをご覧ください。

番号が52番から61番までの10件でございます。

全て法人設立に伴う新規の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の2頁から10頁まで、調査書が11頁から20頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案37頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第15回の日程ですが9月30日（木）の17時00分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、9月30日（木）の17時00分からでお願いします。

局長 続きまして、2の「農地移動適正化あっせん経過報告について」ですが、本日配布しました資料をご覧ください。

議長 前回の定例会から11番の1件を受理しています。

委員 あっせん委員の指名をお願いします。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 11番は、2番委員、12番委員、私でお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

議長 私からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第14回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。